

教えて裁判員制度！

18歳から
裁判員に！

こんにちは！
きょうは僕たちがみ
んなに裁判員制度に
ついて教えるよ！



新潟地方裁判所の
バーチャル見学もあ
るよ。最後まで読ん
でみてね！



さいたん



さいニャン

裁判員制度とは・・・

裁判員制度とは、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

対象となる刑事裁判は、殺人や放火など重大な犯罪です。

国民が裁判に参加する制度は諸外国でも導入されています。

陪審制：アメリカ、イギリス 参審制：フランス、ドイツ、イタリア



裁判員の選ばれ方

裁判員裁判は平日昼間に行われるから、学生の場合は、辞退を希望することが可能だよ。



1 まず、裁判員候補者名簿が作られます！

毎年秋頃、裁判所は、衆議院議員選挙人名簿からくじで選ばれた人をもとに翌年分の裁判員候補者名簿を作ります。



毎年11月頃、裁判所は、翌年の裁判員候補者に対して、名簿に登録されたことを通知します。通知を受けた人は、裁判員をすることができない事情を回答することができます。

2 具体的な事件の裁判が近づいたら候補者名簿から裁判員を選びます！

事件ごとに、裁判員候補者名簿の中から、くじで裁判員候補者を選びます。



裁判員の選ばれ方

裁判の6週間前までに、裁判所は、くじで選ばれた裁判員候補者に対して、裁判員選任手続期日を通知します。通知を受けた人は、裁判員をすることができない事情や裁判員選任手続期日に出席することができない事情を回答することができます。

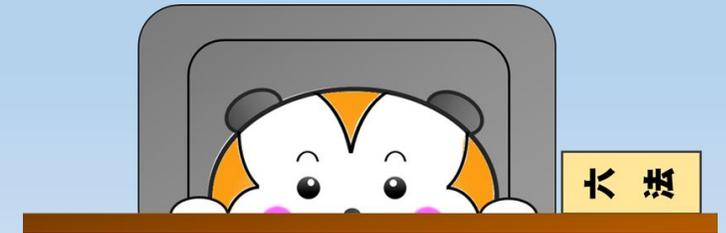


辞退を希望しなかった人や辞退が認められなかった人は、裁判員選任手続期日に出席していただきます。出席された場合は、日当及び交通費が支払われます。この裁判員選任手続期日で、初めて事件の概要をお伝えし、不公平な裁判をするおそれがないか質問させていただいた上で、裁判員6名、必要に応じて補充裁判員数名を、それぞれくじで選びます。

くじで選ばれなかった人は、ここで手続は終了です。ご協力ありがとうございました！



裁判員の仕事



1 公判期日の立会

裁判員に選ばれたら、裁判官とともに、刑事事件の法廷（公判）に立ち会います。
公判の流れは次のとおりです。

冒頭手続

証拠調べ

求刑など

評議

判決宣告

【冒頭手続】

○ 起訴状朗読

検察官が、裁判を求める内容を記載した書面である起訴状を朗読します。

○ 罪状認否

まず、裁判長が、被告人に対して、黙秘権などの被告人の権利を保護するために必要な事項を告知します。その上で、被告人及び弁護人に対して、起訴状に記載されている公訴事実に対する意見陳述の機会を与えます。これを罪状認否といいます。

裁判員の仕事

【証拠調べ】

○ 冒頭陳述

まず検察官が、次に弁護人が、それぞれ証拠によって証明しようとする具体的な事実を明らかにします。

○ 証拠調べ

公判の前に争点及び証拠を整理する手続（「公判前整理手続」といいます。）で決定された証拠の取調べを行います。

取調べの順序は概ね次のとおりです。

犯罪事実に関する証拠の取調べ

情状に関する証拠の取調べ

被告人質問

まず、被告人を有罪とできるかどうかを判断するため、犯罪事実に関する証拠が取り調べられます。

犯罪事実に関する証拠の主なものは、犯行現場を記録した実況見分調書や医師などの専門家が作成した鑑定書などの書類、犯行に使用された凶器などの証拠物、被害者や目撃者などの証人があります。

裁判員の仕事

次に、被告人を有罪とする場合の刑の重さを決めるために、情状に関する証拠が取り調べられます。

情状とは、犯行の動機や被害弁償の有無など刑を決める上で参考となる事実をいいます。

情状に関する証拠の主なものは、被告人の今後の監督を誓約した親族などの証人、被害弁償に関する報告書や被害者との間の示談書などの書類があります。

最後に、被告人に対して、弁護士、検察官、裁判官及び裁判員の順番で、犯罪事実に関する質問や情状に関する質問がされます。

【求刑など】

○ 論告・弁論

検察官及び弁護人の双方が意見陳述を行います。検察官の意見陳述を「論告」といい、被告人に科すべき刑罰の意見（求刑）も述べます。弁護人の意見陳述を「弁論」といいます。

○ 被告人の最終陳述

裁判長が被告人に対して意見陳述する機会を与え、被告人が最後に意見を述べます。

裁判員の仕事

2 評議、評決

【評議】

すべての審理が終わると、評議室で、被告人が有罪かどうか、有罪の場合にどのような刑にするかを評議（議論）します。

【評決】

裁判官と裁判員の全員の意見が一致するように積極的に議論を尽くしますが、意見が一致なかった場合は、多数決により評決します。この場合、裁判員の意見は裁判官と同じ重みを持ちます。ただし、裁判員だけによる意見では、被告人に不利な判断（被告人が有罪か無罪かの評決の場面では、有罪の判断）をすることはできず、裁判官1人以上が多数意見に賛成している必要があります。

3 判決宣告

判決宣告に立ち会います。これで裁判員の仕事は終了します。

お疲れさまでした！



新潟地方裁判所バーチャル見学

新潟県内の裁判員裁判は、すべて新潟市にある新潟地方裁判所本庁で行われます。
ここからは裁判員裁判で実際に使われている場所を中心に、新潟地方裁判所を見学していきましょう！

新潟地方裁判所本庁



2号館



裁判員裁判の手続は
2号館で行うよ。

新潟地方裁判所バーチャル見学

裁判員候補者待機室



質問手続室



この2つの部屋で裁判員の選任手続がされるんだ。

※現在は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、法廷等のより広い部屋を使用しています。



新潟地方裁判所バーチャル見学



この部屋で裁判官と裁判員が評議をするよ。



101号法廷

この法廷は新潟地方裁判所で最も大きな法廷で、傍聴席は全部で60席あるよ。



評議室

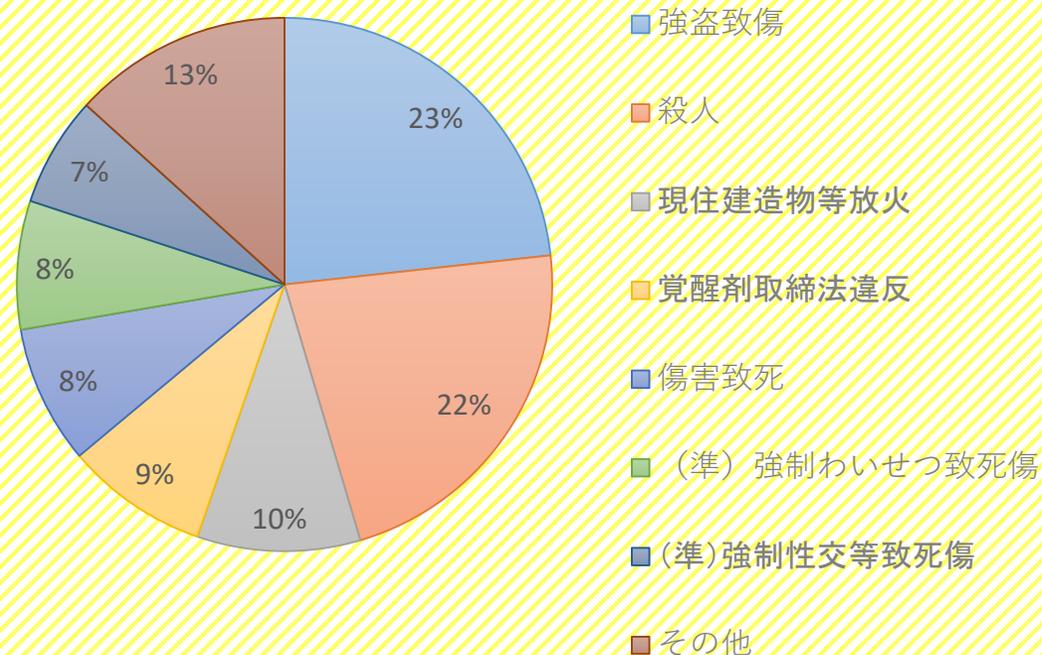
※現在は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、席数を約半分に制限しています。

裁判員裁判の実施状況



最後に、裁判員裁判の実施状況を説明します。
裁判員制度が始まってから令和4年1月末現在で、全国で受理された事件数は、1万6692件となっています。人員別では1万5492人となっており、そのうち、新潟県内が137人となっています。
全国の事件数の内訳は下の表及びグラフのとおりです。

強盗致傷	3882件
殺人	3701件
現住建造物等放火	1644件
覚醒剤取締法違反	1439件
傷害致死	1400件
（準）強制わいせつ致死傷	1300件
（準）強制性交等致死傷	1112件
その他	2214件
合計	1万6692件



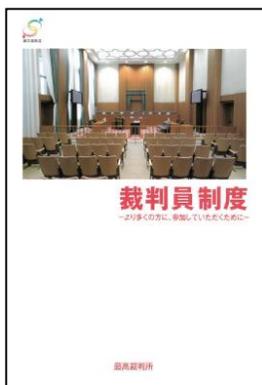


裁判員制度について、もっと詳しく知りたいって思った人は、このパンフレットも見てみてね。このパンフレットは、各地の裁判所で無料で配布しているし、裁判所の裁判員制度を紹介するホームページにもアップロードされているよ。



『裁判員制度ナビゲーション』（改訂版）

<https://www.saibanin.courts.go.jp/videopamph/pamph/navi.html>



『裁判員制度 -より多くの方に、参加していただくために-』

<https://www.saibanin.courts.go.jp/videopamph/pamph/sennin.html>



これで「教えて裁判員制度！」はおしまいです。
最後まで読んでくれてありがとうございました。

新潟地方裁判所では、裁判官がみんなの学校や職場を訪問して裁判員制度を説明する出前講義を行っているよ！オンライン講義もできるから、学校での授業などで活用してみてね！

【お申込み窓口】 新潟地方裁判所事務局総務課広報係
電 話 0 2 5 - 2 2 2 - 4 1 7 5
F A X 0 2 5 - 2 2 2 - 8 0 5 2



連絡待ってま～す！

